

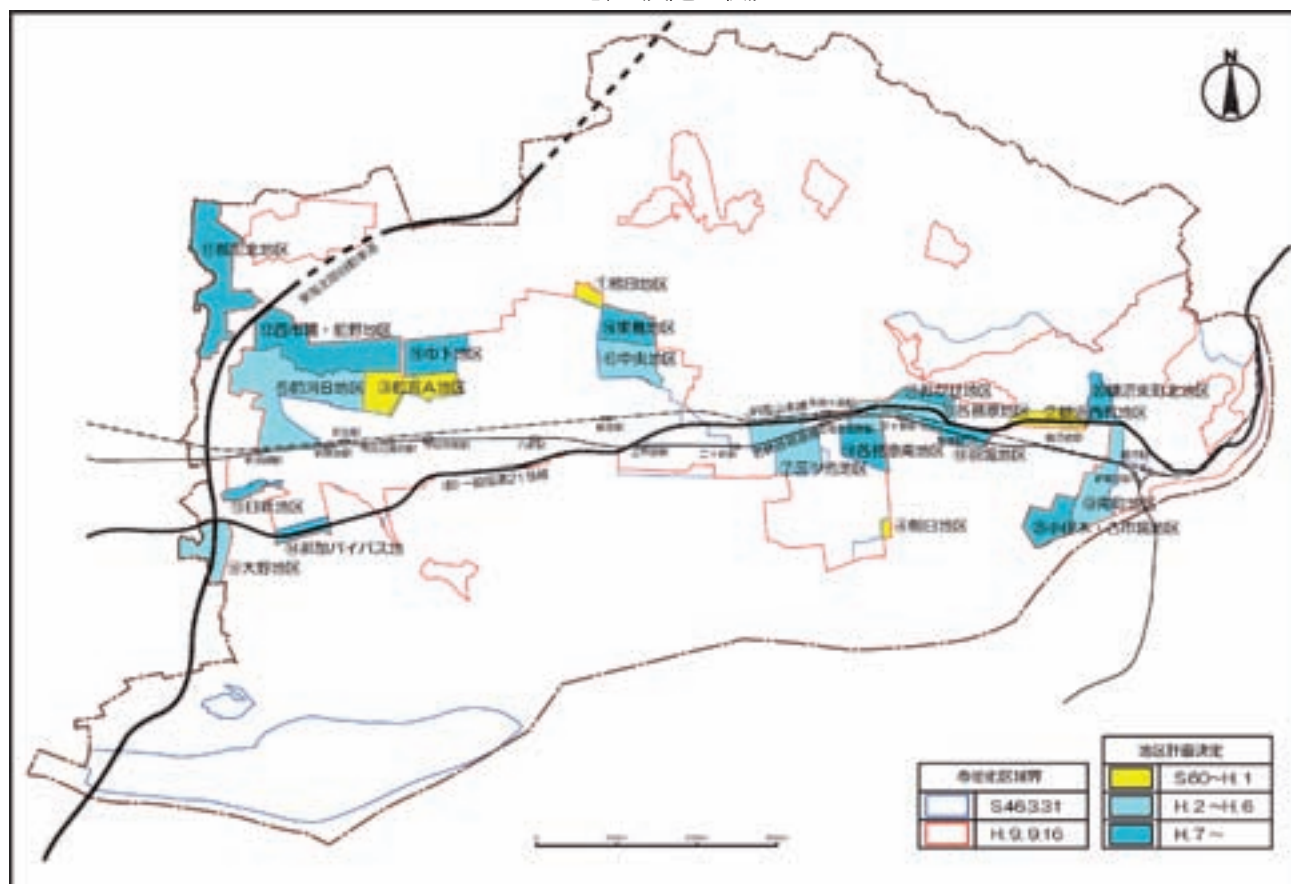
6. 地区計画による市街化区域の拡大

本市における新たに拡大した市街化区域の計画的市街化は、主に地区計画制度（地区計画は昭和55年の都市計画法及び建築基準法の一部改正により新たに創設された制度である。事務次官通達、昭和56年8月5日。計画局長、都市局長、住宅局長通達・昭和56年10月6日。）により誘導されている。

変遷

- ◆ 昭和62年、平成9年の市街化区域の拡大編入区域において地区計画の決定がなされており、市街化区域の約25%を占めている。
- ◆ これ以外では、平成2年に7地区、平成5年に1地区で計画決定がなされている。

地区計画決定の状況



地区計画地区一覧表

地区名	地区面積	決定年月日	地区名	地区面積	決定年月日
1. 熊田地区	約 7.2ha	昭和 63 年 6 月 20 日	12. 西市場・前野地区	約 79.6ha	平成 9 年 9 月 16 日
2. 鶴沼西地区	約 18.7ha	昭和 63 年 6 月 20 日	13. 日新地区	約 8.4ha	平成 9 年 9 月 16 日
3. 前洞 A 地区	約 44.3ha	平成 2 年 3 月 28 日	14. 那加バイパス地区	約 11.9ha	平成 9 年 9 月 16 日
4. 朝日地区	約 3.0ha	平成 2 年 3 月 28 日	15. 巾下地区	約 31.8ha	平成 9 年 9 月 16 日
5. 前洞 B 地区	約 107.2ha	平成 2 年 4 月 2 日 (当初) 平成 3 年 9 月 21 日 (最終)	16. 東島地区	約 27.8ha	平成 9 年 9 月 16 日
6. 中央地区	約 34.1ha	平成 2 年 4 月 2 日 (当初) 平成 3 年 9 月 21 日 (最終)	17. おがせ地区	約 8.0ha	平成 9 年 9 月 16 日
7. 三ツ池地区	約 47.1ha	平成 2 年 4 月 2 日	18. 各務原南地区	約 24.2ha	平成 9 年 9 月 16 日
8. 各務原地区	約 35.2ha	平成 2 年 4 月 2 日	19. 羽場地区	約 16.6ha	平成 9 年 9 月 16 日
9. 南町地区	約 42.6ha	平成 2 年 4 月 2 日	20. 小伊木・古市場地区	約 26.2ha	平成 9 年 9 月 16 日
10. 大野地区	約 26.9ha	平成 5 年 4 月 1 日	21. 鶴沼東町北地区	約 13.7ha	平成 9 年 9 月 16 日
11. 那加北地区	約 78.3ha	平成 9 年 9 月 16 日	計	約 692.8ha	

(資料:各務原市の都市計画 平成 21 年 4 月)